

## ⇩ 会社法の施行と定款変更

**Q** : 当社は有限会社ですが、株式会社に変更せずそのままとしますが、定款はそのままでもいいのでしょうか？

**A** : みなし規定がありますので、変更しなければならないということはありませんが、実務的には変更した方がいいでしょう。

### 【解説】

会社法施行前の有限会社は、会社法施行後特例有限会社に自動的に移行することとなり、定款については、みなし規定により読み替えられることとなっています。

主なものには、次のようなものがあります。

#### ① 用語の読み替え

出資→株式

社員→株主

社員総会→株主総会

営業年度→事業年度

利益の配当→剰余金の配当など

#### ② みなし規定によるもの

目的→特例有限会社の目的とみなす

商号→特例有限会社の商号とみなす

資本の総額→記載がないものとみなす

出資1口の金額→記載がないものとみなす

株式の譲渡制限→譲渡につき当該特例有限会社の承認を要する旨の定めがあるものとみなすなど

このようにみなし規定はあるものの、実務的には、会社法に準拠した定款に変更した方が望ましいと思います。

